

厚生労働大臣（三重県知事）殿

〒510-0822

(ふりがな) みえけん よっかいちし しばた

届出者 住所 三重県 四日市市 芝田二丁目2番37号

(ふりがな) しりつよっかいちびょういん

氏名 市立四日市病院

よっかいちしびょういんじぎょうかんりしゃ かなしろ まさあき

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	しりつよっかいちびょういん	
	事業者の名称	市立四日市病院	
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称	しりつよっかいちびょういん	
事業所の名称	市立四日市病院		
前回の届出における名称			
事業所の所在地	〒510-0822 三重県 四日市市		
(ふりがな)	しばた		
	芝田二丁目2番37号		
事業所において常時使用される従業員の数		1213 人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業	医療業	8800
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 ②. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署	事務局施設課	
	(ふりがな) 氏 名	やまもと たくや	
	氏 名	山本 卓哉	
電話番号	059-354-1111		
※受理日		※整理番号 E2324000-00238-00	

- 備考
- 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 - 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 6 ※の欄には、記載しないこと。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 8 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 - 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	001
------	-----

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		ホルムアルデヒド				
第一種指定化学物質の号番号		411			単位 kg mg-T E Q (ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出				0	. 0
	ロ 公共用水域への排出				0	. 0
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)				0	. 0
	ニ 当該事業所における埋立処分				0	. 0
移動量	イ 下水道への移動				1	3 0
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)				4	0 0
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 ④ 中和 ⑦ その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分				
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず ④ 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他				
※整理番号	E2324000-00238-00					

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)